

小美玉市議会基本条例・逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の責務と活動原則（第3条－第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条－第8条）

第4章 議会と市長等の関係（第9条・第10条）

第5章 議会運営（第11条－第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条－第17条）

第7章 議員の政治倫理（第18条）

第8章 災害時の対応（第19条）

第9章 補則（第20条－第22条）

附則

小美玉市議会は唯一の議決機関として、二元代表制の下、市長との相互の抑制と均衡を図りながら緊張関係を保ちつつ、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化を図ることが求められている。

議会は市民との対話を通じ、その声を把握し、議会での活発なる議論を通して市民の負託に応えるのが原点である。

そのために市の立案、決定、執行等に対し、緻密なる評価と合わせ論点と争点を自由闊達な討議を通して明らかにし、公開する等、信頼される議会の運営に取り組まなければならない。

以上のような使命を果たすため、議会は、議会および議員の活動についての基本理念を「市民の負託に応えうる開かれた議論に基づく公平公正な議会を目指して」と明確に掲げ、市民と議会、議会と市長の関係を明らかにし、開かれた議会、改革を推進する議会を実現するため、ここに「小美玉市議会基本条例」を制定する。

【解説】

議会は、二代表制の一翼を担う合議制の機関として、議会とはどうあるべきかの議論を行い、さまざまな議会運営の改革と改善に取り組む必要があります。

前文では、小美玉市議会の基本理念「市民の負託に応えうる開かれた議論に基づく公平公正な議会を目指して」に基づき、議会が活性化を図り、継続的な議会改革を推進することで、市民の代表機関、唯一の議決機関として、これまで以上に市民に対して開かれた身近な議会、また、公平・公正・透明で信頼される議会となることを決意しています。

《二代表制》

地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民を代表する独立・対等の機関である制度です。双方が競いながら政策をつくり相互にチェックする制度です。

《議決機関》

地方公共団体における「議決機関」とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決をすることにより意思決定する機能を有する地方公共団体の機関です。

《執行機関》

地方公共団体における「執行機関」とは、「地方公共団体の長と委員会又は委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）」をいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、唯一の議決機関として二元代表制の下、議会と議員の基本理念に基づきその役割を明確にし、市民との対話を通じ市民の負託に応えるべく、継続的な議会改革を推進し、活発なる議論を図り、安全安心なまちづくりと、市民生活の向上及び市政発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文でうたった小美玉市議会の基本理念「市民の負託に応えうる開かれた議論に基づく公平公正な議会を目指して」を踏まえ、二元代表制を理解した上で、議会と議員の担うべき役割を明文化するとともに、安全安心なまちづくりと、市民生活の向上及び市政発展に寄与することを目的としています。

この目的をすべての小美玉市議会議員が共有し、共通の目的に向かって活動していくことを宣言しています。

(基本原則)

第2条 二元代表制の一翼を担う議会は、市の基本事項を議決する団体意思の最終決定機能を持ち、執行機関を監視及び評価する機能を堅持かつ行使し、対等な立場の独立機関として議決責任を有する。

【解説】

議会の基本原則を明らかにするため定めたものです。

- ・ 議会は、二元代表制の一翼を担い、市の基本的事項の最終的な決定権者であることから、議決した事項に対する責任を持ちます。
- ・ 執行機関を監視及び評価する機能を堅持し、かつ行使します。
- ・ 議決機関として、執行機関と対等な立場を保ちます。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の責務と活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい議会運営を行うこと。
- (5) 議会改革を推進するため、効果的で、かつ十分な議論を行うこと。

【解説】

第1条で掲げた目的を達成するための、議会の責務と基本的な活動原則を定めたものです。

- ・市民に信頼される議会を目指すため、議会が取り組む基本的な姿勢を明示するこの議会基本条例を制定し、継続的な議会改革を推進します。
- ・市民の多様な意見を把握し、市政に活かすため、議会報告会などにおいて市民との意見交換の機会をつくれます。
- ・議会は、常に行政全体へ市民本意の立場で監視と評価をします。
- ・市民に分かりやすい言葉及び文章を用いた議会運営に努めます。

(議員の責務と活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの能力を高める努力をすること。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉向上を目指して活動をすること。
- (4) 議会の内容について、市民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】

小美玉市議会議員としての責務を果たしていくために、その活動上の原則を定めたものです。

- ・ 議会は「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより、議会としての共通認識を高めるとともに議論を尽くして合意形成に努めます。
- ・ 議員は二元代表制の下、市民の代表者として、市民の声を吸い上げ市政に反映していくという役割を十分に果たすため、議員研修や学識経験者など政策アドバイザーの活用を図りながら資質の向上に努めます。
- ・ 市民の信託に値する倫理性を自覚し、地域等の個別の課題だけではなく、市政全体を見据え、市民全体の福祉向上を目指して活動します。
- ・ 議員は議決に関して市民への説明責任を負うとともに、最終決定権者である責任を持ちます。

(会派)

第5条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めるものとする。

3 会派制を導入する際、必要な事項については別に定める。

【解説】

同一理念を持った議員集団を「会派」と規定し、結成することができる
と定めています。

会派は、政策立案や提案を行なうための調査研究に努めます。

会派制を導入する際には、別に要綱を定めます。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報の公開を徹底するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聞く機会を設けることができる。

【解説】

この条文は、議会と市民との連携のあり方を定めたものです。

- ・市民への説明責任を十分に果たすため、議会報告会や議会広報、ホームページ等で市政及び議会に関する情報の発信を行います。
また、委員会や全員協議会等については、委員長又は議長の許可により公開することや、委員会会議録の概要版の公開、議案書を閲覧可能にするなど、積極的に市民への情報公開に努めます。
- ・議会が、議案や請願・陳情及び所管事務に係る調査の参考とするとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の積極的な活用に努めます。
- ・議会が、市民参加の推進という観点から、請願・陳情の審議等に際し、必要に応じて、請願・陳情の提出者による詳細な説明を聞くことができることを定めています。

(議会報告会)

第7条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催する。

【解説】

この条文は、議会報告会の開催について定めたものです。

- ・議会報告会を年に1回以上開催することとし、別に定める要綱に基づき実施します。

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持ち、議会活動を理解できるよう努めるものとする。

【解説】

この条文は、議会からの情報発信の手段として議会の広報活動を充実して、議会活動の内容を市民に分かりやすく伝えることを定めたものです。

- ・多くの市民が議会に関心をもってもらえるよう、また、議会活動を理解してもらえるよう、市民にとって分かりやすい議会広報活動を行います。
- ・市民の声や議員の意見を十分に生かしながら、広報特別委員会が議会広報の充実を図っていきます。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係)

第9条 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 本会議又は委員会において市長等は、議員から質疑、質問を受けたときは、その趣旨、内容の確認及び論点の明確化のため、当該議員に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

【解説】

この条文は、議会と市長等との関係について定めたものです。

- ・ 議会は常に行政全体への監視と評価をする機関であり、議員は任期を通して市民本意の立場で行政全体に対し不断の監視と評価をします。
- ・ 議会は、行政の中の責任ある立場である執行部と緊張感のある関係を構築します。
- ・ 一般質問は、市民に市政上の論点を明確に理解していただくために、一問一答方式で行います。
- ・ 質問、質疑の趣旨、内容、背景、根拠等の確認及び論点を明確にするため、市長等は反問することができます。ただし、市長等が議員又は委員に対して代替案を提示要求することは、反問の範囲外とします。反問権の行使については、別に定める要綱に基づき実施します。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

【解説】

この条文は、重要な政策又は条例、計画が市長から提案されるときに、議会が、議会の審議における論点の形成と背景を求めることができるよう定めたものです。

- ・「議会の審議における論点の形成と背景」とは、市長から提案された政策等における政策提案に至るまでの経緯や他自治体における類似政策との比較、市民参画の状況、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたるコスト計算等です。
- ・この説明を求めることで、政策の公正・透明性を確保し、議会審議での論点を明確にし、具体的な将来像を描くことを目指します。
- ・その結果、提案された政策等の水準を高めるとともに、議決責任をも担保できると定めています。

第5章 議会運営

(運営の原則)

第11条 議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。

- 2 議会は、言論の府であることを十分認識し、議員の発言を保障し、議員間の自由討議等の方法により活発な議論が行えるよう努めなければならない。
- 3 議会は、議決機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。
- 4 議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。
- 5 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能を十分に発揮し、市民に開かれた運営を行うものとする。

【解説】

この条文は、市民に開かれた活発な議会運営にあたっての原則を定めたものです。

- ・ 議会は「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより、議会としての共通認識を高めるとともに議論を尽くして合意形成に努めます。
- ・ 自由討議は、本会議並びに全員協議会または委員会において、別に定める要綱に基づき実施します。
- ・ 議会は、議決機関として、円滑で効率的な運営に努めます。
- ・ 議会運営における改革は継続的に取り組みます。
- ・ 委員会は、その専門性と特性を活かしながら、設置目的に応じた機能を十分に発揮し、市民に開かれた運営を行います。

(議員定数)

第 12 条 議員定数は、小美玉市議会議員の定数を定める条例（平成 18 年 12 月 25 日条例第 200 号）に定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、本条例に沿った議会としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、本市の現状及び課題を十分に考慮するものとする。

【解説】

この条文は、議員の定数について、具体的には個別の条例で規定していることや、議員定数の改正にあたっての基本的な考え方を定めたものです。

- ・議員定数の改正は、本市の現状及び課題を十分に考慮します。

(議員報酬)

第 13 条 議員報酬は、小美玉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 39 号）に定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、小美玉市特別職報酬等審議会条例（平成 19 年 9 月 18 日条例第 19 号）に基づく審議会意見のほか、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するものとする。

【解説】

この条文は、議員の報酬について、具体的には個別の条例で規定していることや、議員報酬の改正にあたっての基本的な考え方を定めたものです。

- ・議員報酬の改正は、法に基づく第三者の意見を尊重するほか、本市の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮します。

(議長及び副議長の選出)

第14条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議においてそれぞれの職を志願するものに対して所信を表明する機会を設けることができる。

【解説】

この条文は、市民に開かれた分かりやすい議会運営をするため、議長及び副議長の選出において、それぞれの職を志願するものに所信表明の機会を設けることができるよう定めたものです。

- ・どのようにして議長・副議長が選出されたかが、市民に分かりやすいような議会運営を行います。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

この条文は、議会事務局の機能強化及び体制整備について定めたものです。

- ・ 議会運営や議員活動の補佐機能を強化するため、議会事務局の調査・法務機能の充実に努めます。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるとともに、有識者等による専門的見地からの助言等の積極的活用を努めるものとする。

【解説】

この条文は、議員研修の充実強化について定めたものです。

- ・ 議会は、議員の政策形成及び政策提言能力の向上を目的として、議員研修の充実及び強化に努めます。
- ・ 議会は、有識者等に助言を求めることができる体制を整備し、それを積極的に活用するよう努めます。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

【解説】

この条文は、議会図書室の適正な管理運営及び機能の強化について定めたものです。

- ・ 議員の政策形成及び政策提言能力の向上を目的として、関連図書の充実に努めます。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、主権者である市民の厳粛な信託を受け、高い倫理観が求められていることを自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

【解説】

この条文は、議員の政治倫理について定めたものです。

- ・議員が市民の負託に応えるためには、その地位を利用して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないなど、高い倫理観が課せられていることを常に自覚し、良心と責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めます。

第8章 災害時の対応

(災害対応)

第19条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生したときは、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるための組織体制の確立に努めるものとする。

2 災害時の議会対応に関し、指揮系統の序列等、必要な事項は別に要綱で定めるところによる。

【解説】

この条文は、議会の災害時の対応について定めたものです。

- ・議会は、災害など緊急時における議会の体制整備の確立に努めます。災害時の議会がとるべき行動や、行政との関わり方を規定することで、市民生活の安定維持を目指します。

第9章 補則

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るよう最大限に考慮しなければならない。

【解説】

この条文は、この条例が議会の基本となる条例であり、議会における最高規範であることを定めたものです。

- ・この条例が、議会の基本となる最高規範であることから、議会に関する他の条例や規則、規定等を制定及び改廃する場合は、この条例等の整合を図るよう考慮します。

(検証及び見直し)

第21条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

【解説】

この条文は、この条例の検証と見直しについて定めたものです。

- ・本条例の目的が達成されているか否かの検証をすることを定めています。
- ・また、検証の結果を受け、必要に応じて適切な措置を講じることを定めています。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に関して必要な事項は、要綱などを別に定めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。